

# 清代の捐納と官僚社会の終末 (上)

近藤秀樹

【要約】 筆者は雍正二年（一七二四）から宣統二年（一九一〇）に至る歴朝の大清摺紳全書から知州・知県を抽出し、その正途・雑途出身の別・出身地方別を統計した結果、雍正朝以前に占める雑途出身者の比率が、乾隆朝以後減少し、同治朝以後に再び増加する変化があったことを明かにした。この変化は施政者が捐納（売官）をいかに行ったかによってもたらされたものであるが、雍正朝以前の捐納は満州人を多用するために行われ、同治朝以後は漢人の支持をつなぎとめておくために媚態的に行われた。また、捐納の実施は各省ごとに異なった影響を与えた。筆者はこの影響の相異に着目し、各地の士大夫を捐納層と科挙層とに分類し、捐納層出身の官僚の苛斂誅求によって荒廃した清朝の運命がわれわれの予想以上に長生きしたのは、清朝が科挙を実施したかぎり、自作農をも含んだ科挙層が、なお清朝を支持したためであったと結論した。科挙の廃止は、すでに官僚業が投資の対象として魅力のないものとなったことを意味すると同時に、この変化は伝統的中国社会が崩壊したことを意味した。

## は し が き

本稿を執筆する意図は、つぎにのべるような疑問をときあかすにある。一八四〇年のアヘン戦争いぜんの中国もつた内部社会構造が、産業革命を達成して成立した資本主義諸国の世界制覇をめざす波濤にあらわれたときに、いかなる変革を、いかなる変容をなしたか。資本主義の波濤は、

それをもつ構造的法則によって、あるいは生産原料をもとめて、あるいは新しい商品市場をもとめて、世界を倦くことなく侵す。産業革命前の段階にある被侵略諸国は、この新しい資本主義体制のきつさを胸元にうけながら、いや応なく変容をしいられ、資本主義的世界体制にくみこまれた。そのくみこまれかたは、日本のばあい、明治維新によるみずからのブルジョアの独立の達成として、印度では、

もっとも悲惨な完全植民地国への沈淪として、そしてここで問題とする中国では、よく知られているように、半封建・半植民地国家への衰転として結果した。典型的な例として、日本、印度、中国の三つの結果をならべたが、それではなぜこのような諸結果がうまれたのか。その原因は、基本的には、資本主義諸国のあの段階における侵略の硬軟巧拙によって、より基本的には、これら被侵略諸国が資本主義の侵略に当面した、その時点における生産発展段階の高低とそれに照応した社会構造の侵略にたいする抵抗の強壯の度あいによって左右されたものとかんがえねばならない。わたくしは嘗つて、このような観点から、印度と中国とを比較し、「東洋人はいまだかつて封建的土地所有にさえ到達していない。土地所有の欠如ということは、実際に全東洋に通ずる鍵である」という、エンゲルスの断定を、印度においてはともかく、中国のばあいにはしりぞけるべきであるとかんがえ、宋代いごの地主・佃戸関係を基本的な階級対立とする中国社会を基本的には、(いろいろな条件はつけねばならないが)半封建段階とかんがえてはどうか、このべたことがある(『東洋史研究』「清代研究への覚書——明清社会

経済研究の諸問題」一九六二・六)。この仮定的提言を前提とすると、中国と明治維新段階の日本とを比較して、つぎのような疑問が当然でてくる。日本の独立の達成は、地租改正によってうえからの農奴解放をおこない、まさに半封建的土地所有関係の造成と、プロレタリアートの産出とを強行し、この関係を通じての収奪を資本とする国家的産業の育成、すなわち産業革命達成国への移行をなしとげることによってもたらされたものであった。そしてこの過程のすべては、唯一絶対の天皇の名のもとに、国家権力の遂行者としての特権官僚の手によって具体化されたものであった。その日本はまさに侵略者の外衣をかりて、みずからを武装しおおせたのである。当時の日本の支配層が、この過程の遂行のためにどれほどまでに功をあげたか。独立への国民感情動員のためには、最先進国イギリスにおくられること僅かに二年、一八七二年にははやくも初等教育がもくろまれ、女子をさえも強制的に教育しようとした一事をとつても例証とならう。

ところで、基本的にはすでに半封建段階に達していたとわたくしが仮定した中国社会は、同時にすでに宋代から唯

一絶対の独裁君主と、その権力の具体的施行者としての特権的官僚群の統治下にあつた社会であつた。その統治の先進性は、日本はいうまでもないこと、マルコ・ポーロの紹介いらい、とおくヨーロッパ諸国の憧憬をさえあつめた歴史をもつ統治機構ではなかつたか。それがなぜこの期におよんで、半植民地国家たるの辛苦を甘受せざるをえなかつたのか。明治日本がまさにそれをもつて成功しえたものが、中国ではなにゆえに成功しなかつたのか。

日本の人民と比較して、中国人民の反封建・反帝国主義の闘争は脆かつたであらうか。

うたがひもなく逆であつた。中国人民の伝統的革命性は、その規模において、またその要求と行動の熾烈さにおいて、日本のそれをはるかに凌駕していた。近代史上、旧体制変革の不可避なるを最初につげる点鐘をならした太平天国の革命性を想起しよう。中国一八省の一三省を前後一〇年にわたつて席捲したそれは、土地革命の草案をみずからの手で準備し、またさきに言及した日本の強権的義務教育の実施を念頭においていえば、それは農民的革命主体が初等教育の実施をはかり、さらに男女平等の原則からして女性を

官に登用しさえしていたのである。人民闘争の質・量において、中国では独立をなした日本をうまわる昂揚をみせこそすれ、けつして劣るていものではなかつた。しかもなおこの昂揚をもつてして、なぜ中国は半植民地化されたのか。

問題はこの昂揚をうけとめねばならなかつたはずの指導層の存在いかんにある。とりわけ明治維新の独立が、中間層の改良的志向と人民の革命的志向との統一という基本線の勝利であつた”という見解（芝原拓自「明治維新の世界史的位置」『歴史学研究』別冊特集『世界史と近代日本——資本主義成立とその国際的契機——』一九六〇・一〇）にそくしていえば、問題は当時の中間層インテリゲンチヤの志向が、どの方向にむけられていたかにある。天国の貧民が血をもつてあがなつた民族的危機の警鐘にたいして、かれらが旧来の匪賊よばわりにくみし、漫罵をもつてこたえているところから、結論をさきどりして、かれらの志向の反革命性をいうのは容易であらう。しかし、より一步をすすめて、当時のかれらをしてかくせしめたもの、民族的危機に背をむけて、既成の体制にかれらをくみこみおせた清朝体制の機

權を解明することなしには、中国の近代史がなった真の課題と、その課題解決への苦難にみちた道程とを理解することはできないであろう。

本稿はこのようなかんがえにもとづいて、雍正期（二七二—一七三五）に創始された外補の制をとりあげた前稿「清代の銓選——外補制の成立——」（『東洋史研究』一七の二）のあとをうけて、清代の捐納の制をとりあげ、官僚社会の変容を追究して、辛亥革命にいたる「官僚社会」の終末の問題にしようとするものである。

一

清朝の官僚制は、前代の明朝のそれを踏襲しているが、清朝は満洲族が漢民族を征服して樹立した王朝であるから、その官僚制にも征服王朝の特徴をもつ。その武官制が満洲民族および満洲民族に協力して政權樹立に功があった蒙古民族、入関前に投降した漢人（漢軍）で組織する満洲八旗・蒙古八旗・漢軍八旗を根幹とし、入関いごに順次投降した漢人で編成した綠營よりも一段たかい格式をあたえられていたのは、その例である。すなわち清朝の官制は、満洲民

族の漢民族にたいする優越を一つの原則としている。

文官制もこの原則にしたがってはいるが、武官制よりもやや複雑である。

文官制は皇帝膝下の北京所在の諸官庁の官僚（京官、京秩、内官）の缺は、満洲貴族専用の宗室缺、満洲人専用の満缺、蒙古人専用の蒙古缺、漢軍専用の漢軍缺および漢人がつくことのできる漢缺にそれぞれ分類されており、同等の官職にこれら数種の缺が並存しておかれていた。内閣の構成に例をとって、この並存の状況をしめすと、大学士一満漢各二缺にはじまって、協弁学士一満漢各二、学士一満漢四、典籍一満漢軍漢各二、侍読学士一満四蒙漢各一、中書一満七〇蒙一六漢軍八、貼写中書一満四〇蒙六のごとくである（清史稿 職官志一）。入関当時三〇万人といわれ、漢民族にくらべては圧倒的に少数であった満洲民族の支配權を樹立維持するためには、これらの諸人に専用の缺を多数確保しておかねばならなかったのである。

京官をのぞいて、清朝全土一八省の各省に配属される地方官を外官という。外官の最高は総督・巡撫であるが、これは所轄の軍務をも兼ねるから、文官であるとともに同時

に武官でもあり、また地方官であるからといって、中央官庁の統属にしたがうといったものではなく、同等の資格をもって皇帝に直屬する性格のもので、文官としては別格のものである。省によって総督のみをおくもの、巡撫のみをおくもの、兩者すなわち督撫をあわせおくものの違いはあるが、その間に資格、権限の上下はない。督撫のしたに布政使・按察使いかの地方文官が階層をなしてしたがう。

布政使(藩司)は一省の租税と知州・知県県の黜陟任免の事務をつかさどり、按察使(臬司)は一省の裁判と知州・知県いかの官僚の監督事務をつかさどる。布按兩使のしたには、府・州の二三をあわせて行政区劃とし、かねて米糧輸送とか塩の専売事務などをつかさどる道員があり、そのしたに知府、直隸州知州(知府と同格)、知州、知県がつつぎ、知州・知県が最末端の行政地面と人民とに直接して地方官僚機構をささえる。(このほかに庁があるが、いまは省略する。)

これらの地方官はそれぞれ独立の官庁(衙門)の長官で、これを正印官とよぶが、各衙門にはそのほかに補佐官として佐貳官や、さらに下級の官として首領官、雑職などがおかれたらあいもあつた。地方にはこのほかに教育関係や河川

工事(河工)関係の専任官がおかれて、地方文官制を構成するが、そのうちでも上述の

督・撫——布政・按察兩使——道員——知府・直隸州知州——知州・知県

の系列がその根幹をなしており、全国一八省を総計して、総督九、巡撫一四、布政使二〇、按察使一八、道員一一七、知府二〇四、直隸州知州七五、知州一四五、知県一、三四七にのぼる缺の定額があつた(一九一〇年冬現在)。これらの缺は一八省にわかれて、各省ごとに上述のような系列による一八のピラミッド型に形成されていたが、滿洲民族の故郷である東三省(盛京・吉林・黒龍江)は特別視されていだから例外として、そのほかの缺は一律に漢民族にも開放されていたのである。これらの缺に任命され陞進していく資格や道すじについては、逐時公布された勅令がある時期に編纂した会典におおまかな規定があり、さらにその事務をつかさどる吏部がまとめた吏部銓選則例あるいは吏部処分則例に繁細な規定がある。以上が清朝官僚制度のおおよそであるが、つぎに清朝官僚の登用制度についてのおおよそであるが、

官僚登用は文官ならば知州・知県いじょうの高等官は、

資格試験制度！文科挙を通しておこなわれる。武官にも武科挙があるが、滿洲人の優位を保持し、また、軍功の重んぜられる軍制においては顧みられなかった。文官の科挙であるが、これは現代諸国が官僚試験制度を採用するにさいして時として参考としたほどに著名な制度であり、専門の研究書も手近かにあるから、詳細にわたるのをさけて、本稿に頻出する固有名詞の理解に供するていどにとどめる。

科挙は法制的にいつて本来その前段階とみなされている学校試験はふくまないのであるが、科挙と学校試は不可分の関係にあるから、清代の学校制度から説明する。清朝では府・州・県ごとに儒学(府学・州学・県学の総称)が、国都北京に国子監すなわち太学が官設されており、それぞれに教官が任命され生徒の定員がきめられていた。儒学への入学志望者を童生といひ、入学試験を童試といひ、童試に合格して儒学に籍をおくことになった生徒を生員(秀才)という。童試を受験するのに特別な資格はいらず、ただ身家清白であればよい。身家清白とは俳優・娼家・音楽家・床屋・奴隸・隸卒あるいは地方特有の賤民視されていたものでないという証明である。またこれら卑賤視されていた身

家不清白のものでも、三代清白といつて他職に改業して三代たった子孫であれば、童生たる資格をえて受験できる原則であった。当時これら身家不清白とみられていたものは、ごく少数であったとかんがえられるところから、後代「中国には昔から階級はなかった」とする見解が生ずる一因となった。このような見解を生じさせたような中国史固有の一面を解明することは、中国における階級意識の成長自覚をあとづけるうえで留意すべきことである。しかし童試にかぎっていえば、身家清白は童試受験の一つの資格で、現実にはそれに必要な準備や手続きに要する諸費用を調達できなければ童試とは無縁であり、とりわけ現今の初等教育のように、学校でいろいろのいの字から教育するのではなく、受験にさきだつて一定の古典について読み書きできる素養を要求されていたし、入学ごもただ学籍をおかせるのみで、特別に教育をほどこすといつたことをしなくなつていた儒学であつたから、実際にはごく一部の限られたものにし学校の間はひらかれていなかつたわけである。

生員は在籍中の勉学の勤惰を試す歳試を受けねばならぬ義務があるが、その成績によつて附生、増広生(増生)、

廩膳生（廩生）の三等にわけられる。附生は童試合格直後の生員あるいはそのこの歳試の成績が凡庸なる生員、增生は成績中等なる生員、廩生は成績最優等の生員で官費を給付され、地方風化を維持する責任を委託されていた。これら生員はいずれも最下級の特権享受者で、徭役の免除をはじめとして官僚に準ずる礼遇をあたえられていた。しかしその最上の特権は、科挙を受ける資格と国子監にすすむ（出貢）資格とがあたえられていたことにある。

まず科挙であるが、これらの生員を受験資格者として三年に一回全国でおこなわれ、郷試、会試、殿試の三段階にわけておこなわれる。各省ごとにその省の生員をその省の首府にあつめておこなわれる郷試が第一段階で、郷試合格者には举人なる資格があたえられる。举人はそのままの資格で大挑・揀選によって知県などに選用せられるが、科挙のほうでは、ついで全国の举人を国都北京の順天貢院にあつめて第二段階の会試をおこなう。会試合格者（貢士）はそのまま皇帝みずから主宰して宮中の保和殿でおこなう最終段階の殿試を受けて進士なる称号を賜与される。郷試で合格せしめる举人の数は、各省ごとに定額があり、会試で

合格せしめる貢士の数——会試合格者は殿試にて黜落せぬのが久しく慣例であるので、貢士の数はそのまま進士の数であるが、これはその時どきに各省に按分してある省に偏らぬようにきめられるが、清朝一代をつうじて四〇〇余名から最低一〇〇余名の間を上下している。ある学者の統計学的な推定によれば、太平天国いぜんの中国には生員の総数約五二六、八七〇名にのぼったと算定されている（Chang-i chang 張仲礼 *The Chinese Gentry, Studies on their Role in Nineteenth Century Chinese Society*, Washington, 1955. 九八頁）。これを一応の規準としてかんがえても、進士にいたる科挙の競争率の劇甚さがうかがえるであろう。

つぎに生員が国子監にすすむ出貢であるが、これには五種のすすみかた（五貢）があった。六年あるいは一二年ごとに成績優秀な生員を選抜して国子監にすすめる拔貢、長年のあいだ郷試に合格せず生員にとどまっている古参生員——おおくは廩生を順次にすすめる歳貢、国家の慶事にくに機会をあたえて古参者をすすめる恩貢、品行とくに方正とみとめた生員をすすめる優貢（とくに附生から拔擢されたものを優監生という）、郷試の成績優秀とみとめられながら

举人の定員にしばられて合格できなかったものを別枠(副榜)で発表し折をみてすすめる副貢、の五貢である。国子監にはこの五貢の貢生と優監生の監生とが在学することになる(ほかに恩監生なる監生があるが省略する)。貢生と監生とはなお国都においておこなわれる郷試(順天郷試・北闈)を受ける特権をあたえられていたが、貢生はただ国子監に籍をおくのみで実際には登学修業はしなかった。後述するように、官僚には正系出身(正途)と傍系出身(雜途・倚途)の厳然たる区別があったが、その境界は生員とこの監生・貢生・举人・進士とのあいだにひかれていた。

いじよう述べてきたように、科挙は一方で学校の体系と密接していたが、しかし清代の学校は建物も教官も生徒の定員もそれぞれ設けられていたが、すでに現実には日々生徒の登校をうながして授業をおこなう教育機関たる性格はうしなっており、その意味では、学校は科挙受験生がどの段階までの資格を取得しているかをしめす指標であって、いわば科挙の索引的役割りをはたしていたにすぎなかった。

科挙答案の文章を卒業といひ、「卒業につとめる」というのは科挙受験の勉強にはげむことであるが、この修業は学

校には期待できず生徒が各自で学校以外の手段をこうじねばならなかった。自弁の方法には第一に家庭教師(塾師)をまねいて個人教育をおこなう方法と、第二に民間設立の学校(義学・書院など)で教師をまねいて集団教育をおこなう方法とがあつたが、いずれも一定の教師への謝礼(束脩)を必要とした。だからこの束脩を負担しされるかどうか、現実には科挙をころざしうるかどうかの条件となつていたのである。子弟はふつう五六歳にして文字に接しはじめが、童試より最後の殿試まで通算して一〇余回の各種試験を無事に通過するには、相当の実力と僥倖とを必要とし、さきの張仲礼によれば生員の合格年齢は最低一六歳、最高三九歳、平均して二四歳であり、举人の平均が三〇歳、進士は三五歳と推定されている(前掲書九四〜九七頁)。この間の束脩、応試にまつわる出費を自弁できる階層は、いきおいごく一部にかぎられてくるのは当然で、平等をたてまえとした科挙も万人に機会を与えていたわけではない。

それはともかく以上の貢生、監生は正途出身の官僚として、進士、举人とはまたべつに官界登場の資格をあたえられたものであるが、つぎに生員いかなの資格で官界に登場す

る雑途出身についてのべよう。

雑途出身のおもなるものは廕監生、算学生、胥吏および捐納の四出身である。廕監生はある官僚の子弟にして父祖の国家にたいする功績の余蔭によって特別に国子監に在籍修業して官に任ぜられるもの、算学生は欽天監(天文官)に奉職する官を養成する算学で西洋式の数学曆術を修業したのち天文生として欽天監に奉職しさらに一般の官に転ずるもので、中国古来の教えとは学ぶところをべつにする特別なもの、胥吏は中国近世行政史上に特色ある存在で、各衙門にあつて官と民とのあいだの書類事務を斡旋し、民よりその手数料をえて生活していたもので、そのいる衙門によつて供事、経承、儒士、撰典、承差などの名称をべつにしたが、いずれもそのえたところの文筆の才を聖人の經典ならぬ日常事務に費消するものとして賤視され、任期満了で低級の官僚(従九品・未入流)に任ぜられるものであつた。

雑途出身の最後のもの、捐納については主題とするところのものでもありやや詳しくのべよう。捐納とはふつうに国家の財政窮乏をおぎなうために賦課する臨時税のことである。捐は義捐の捐で、国家危急のさいに皇帝への忠誠心

から自発的に財物を献納する人民の存在を期待していったのであるが、これは血縁擬制的支配の財政思想への反映であつて、じじつは強制賦課がおおかつた。太平天国鎮庄の有力財源となつた国内通交関税すなわち釐金税を釐捐とよんだのはその一例である。これにたいしてここでいう捐納は売官のことである。この種の捐納をとくに捐官とか事例というばあいもある。その溯源はふるいが、捐官の盛んなること清朝におよぶものはなかつたといわれる。清朝の捐納の直接の源は前代明朝にある。明では一四五〇(景泰元年、土木の変の直後、大同・宣府など対蒙古北辺守備の軍隊の馬糧不足を解決するために、民の粟・馬を輸送したものに監生の資格をあたえた(明史六九選舉志一)のが捐納のはじまりで、いご明の滅亡まで戦乱、飢饉、土木工事などにさいし、費用調達の方法としてしばしば事例をひらいたのであつた。

清では国初三藩の乱を平定するにさいして、はじめて事例をひらいた。いご清末まで軍需、河工、賑災、営田(墾荒)のいずれかを理由に事例を開閉したのであつた。ところで清初のある時期をのぞいて、捐納事例をひらくことは、

当時代人からしてつねに窮余の一策とみられ、けっして正常な手段とはみなされなかつた。とりわけ經典の教養をもつて劇甚な競争率を突破して登用される正途出身官僚を貴重とする時代であつたから、朝に賢をおさめ夕に冠をいたたく捐納出身官僚は、雑途出身の最たるものとして映じたことであつた。

事例は現行事例と暫行事例とに大別される。

現行事例はまた常例ともいい、期限をかぎらずに常時ひらかれてゐる捐納であるが、実官実職をあたえることなく、官の肩書(虚銜)や曾祖父いか三代への虚銜の封贈(封典)などの捐納をゆるすことを内容とする事例である。ただ現行事例で留意すべきことは、清初(康熙一四年からといわれる)らしい、貢生、監生の資格がこの常例によつて取得できたことである。前述したように、貢監生は正途出身官僚となる最低の資格なのであるが、これの捐納を常時おこなつたために、本年の貢監生とは別個の貢監生が存在することになつた。この処置はもと災害対策のために設置された各省の常平倉に穀物を常時みたくしておくためにとられたものであつたが、のちこの貢監生が多数輩出しその肩書を悪

用して、民と官とのあいだに寄生する階層に成長し社会問題化するにおよんで蔑視されるにいたつた。この捐納の貢監生を本来のそれと区別するばあいには、例貢生、例監生(また例生、生監など)とよんだ。また附生、增生、廩生がこれら監生、貢生を捐納したばあいには、それぞれ附監、増監、廩監、附貢、増貢、廩貢とよんで本来の監生、貢生と区別するばあいがあつた。

暫行事例は、また大捐ともいい、期限をかぎつてひらかれる捐納で、これは文官ならば郎中いかの京官および道員いかの外官の実官実職をあたえるものである。これを捐納できる資格は官僚有資格者すなわち監生いじようのものであるが、一方で現行事例によつて常時監生の資格を取得する道がひらかれておつたから、じつさいには無位無冠の民間人(俊秀とか白丁などとよぶ)でも暫行事例が規定したそれぞれの官職の売価に相当する資金を用意すれば、だれでも捐納できる道理であつた。

## 二

つぎに大清摺紳全書から知州・知県をぬきだしてきて、

それらがいかなる出身者によって構成されていたかを具体的に年代別にたどってみる。大清摺紳全書とは当時の文官

の職員録（武官の職員録は中枢全書）であつて、京官と外官とを網羅して、その缺ひまごとに姓名・字・出身別・任缺の年月と任缺の方途（陞・調・補・選の別——後述）・出身地方県名とをしるしたものである。ここで知州と知県とをとりあげるのは、なによりもまず、この両官が正印官としてほんとも数がおおいこと。したがつて当時の官僚の出身構成の変動をしるのに便利であるという理由にくわえて、この両官はひとしく「刑名、穀錢、戸婚、田土の責あり」（後出「聖諭条例州県事宜」堂事）といわれるが、とりわけ刑名すなわち裁判事務（清代では裁判権と行政権とは未分離であつた）と錢穀すなわち税糧徵收事務といつた、人民にとつての日常的な国家権力との接触点は、この知州・知県であつたし、権力のがわからぬこの両官を「親民（牧民）之官」とかあるいは「民之父母」と呼びならわし、全官僚のなかでもとりわけて重視されていた官であつた、という理由によるのである。この両官の構成になんらかの有意の変化がみとめられるならば、それはまた具体的に当時の人民の眼に映した

権力者の変容ともかんがえられたであろう。こうかんがえたとめたのが第一表である。

第一表の出身項目のうちすでに説明のすんでいる進士（翻訳進士をふくむ）、举人、五貢（歳・恩・拔・優・副貢）、（例）貢生、廩貢、増貢、附貢、（例）監生、生員（附・増・廩の三生を一括した）および胥吏はにおいて、保举、軍功、膳録、考廉方正、筆帖式などについて説明をくわえよう。

保举は推薦による拔擢であつて、総督・巡撫などの上級監督官が属下の現任官やあるいは官僚ならずとも地方叛乱の平定に力あつたものなどの人物才能を保証して皇帝に推薦し、拔擢任命された知州・知県であることをしめす。軍功は保举の特種なばあいであるが、いずれも正途出身に準ずる待遇をうけていた。

膳録の項には、そのほかに（議叙）、教習、卓異を一括してある。膳録とは書写のことで、清朝では康熙字典、四庫全書（乾隆時代）などに代表される文化事業や、あるいはこうした臨時の事業でなくとも、玉牒、国史、実録、方略、会典などの編纂を常時おこなつており、このためにそれぞれ編纂の館が設けられていた。この館にあつて書写にたず

さわるのが謄録である。その採用は科挙に附属しておこなわれる試験によっておこなわれ、字画正端なることを規準に毎回一、二〇〇名を採用したが、举人・貢監生が受験資格をもち、採用ご在館五年すると功績の大小をはかつて举人は知県に任用された。教習とは官学の教員のことである。官学には八旗、宗学、覺羅学、景山、咸安宮の五官学があるが、いずれも八旗の子弟教育のために設けられていた学校である。この官学教習には進士・举人・貢監生が試験のうえ採用されたが、その任期三年で成績優等であった举人・貢生出身の教習は知県にもちいられるものであった。卓異というのは三年に一度おこなわれる全外官の勤務評定（大計）の評語の最高の評定をあたえられたもので、皇帝に推薦されて知州・知県に拔擢（議叙）されたものである。いじような謄録、教習、卓異（議叙）はいずれも官僚試験ないしは現任官僚であるとして一括したのであるが、これも正途出身ないしそれに準ずるものとみなしてよいであろう。

孝廉方正の項には、ほかに特用（雍正二年）、召試（乾隆三年その他）、経済特科（光緒三十三年）、畢業生（宣統二年）を一括してある。孝廉方正、召試、経済特科はいずれも科挙

にたいする制科に分類されるもので、制科とは漢代の賢良方正などの後身であるが、宋いご科挙がさかんになるにおよび、科挙の自薦制なるにたいして、その才能をあらわにするを潔しとしない在野の遺賢を網羅するという趣旨でおこなわれた登用法である。孝廉方正科は天下の孝子を皇帝に奏挙し拔擢するもので、雍正元年（一七二三）世宗即位にさいして実施されたのち、歴朝の皇帝は登極のはじめにおこなうを例とした。召試は皇帝が地方巡幸にさいして、巡幸さきの地方で特恩をもって実施する登用試験をとおって知州・知県に任用されたものをさす。経済特科についてはのちにまたふれるが、清末光緒二十四年（一八九八）に貴州学政嚴修の奏請にもとずき、義和団事件（一九〇〇）による清廷の諸外列強にたいする完全屈服という危急にさいして、光緒二十九年（一九〇三）にこれまでの科挙の旧套をすてて、ひろく内外の時局に通達した士をもとめておこなわれたもの。畢業生といふのはおそらく科挙廃止（一九〇五）ご、あらたに新式学校すなわち学堂を卒業した者か、あるいは外国の学校を留学卒業してきた者をさすのであろう。特用はいまその内容をつまびらかにしないが、これらを孝廉方正

の項のもとにまとめた。これらも正途出身とみとむべきものである。

筆帖式<sup>○</sup>の項には官学生を一括してある。筆帖式とは滿洲語「巴什克」すなわち写字の人という意味の語の漢訳で、清廷の各衙門にあつて、その公用語であつた滿洲語の翻譯を職掌とする文官のことである。筆帖式はすべて滿缺とされていたので滿洲人しか任命されず、そのおおくは前記の官学出身の者(官学生)がもちいられたが、そのうちのあるものには、知州・知県に転任する途がひらかれていたのである。官学生<sup>○</sup>がただちに知県に任用される途についてはその例をしらないが、官学生とあるものはこの項に一括しておいた。筆帖式は征服王朝である清朝に特異な存在で、八旗の子弟をとくに優遇するために設けられたもので、筆帖式出身の滿洲人知州・知県は、科擧の正途出身者のさらけうえに位する一種の特権身分層ともかんがえられよう。

さいごに、その他の項には、いじように分類しきれぬもの、たとえば孔子出身の聖地である山東省曲阜県の知県は、代だい孔子の後裔に世襲させていたが、かかる世襲はここに一括した(ただし、広西省の土知州・土知県も世襲であるが、

これは知州・知県から除外してある)。

そこで第一表の結果であるが、まず第一に征服王朝である清廷がその民族的優位を確保しようとして、特別に登用の途をあたえていた筆帖式(官学生)が、一八六二年の四人(〇・三%)にその最高を記録するのみで、むしろ筆帖式か(直接に)出身した知州県は存在しない歳のおおいことが指摘されよう。これは清廷が京官において八旗優位の原則をとつたのと対称的である。雍正帝(一七二三—三五在位)は一時全国の知州・知県をすべてこの筆帖式によつてうめつくすことの是非を廷臣に諮問したことがある(梵天廬叢錄卷四「張葉齋」)、とつたえられているが、結局、この考えを放棄して、筆帖式も漢人同様の方途を通じて知州県に任命されたのである。したがつて第一表においても、もちろん筆帖式<sup>○</sup>がいの項目にも八旗出身の知州県をふくんでいるのであるが、一七四五、一八五〇兩年の摺紳全書を分析した T'ung-tsu Chü: Local Government in China Under The Ching (二三頁)によれば、一七四五年知州県総数一、四三〇人のうち八旗出身者は一〇三人(〇・七二%)、一八五〇年は一、四二二人のうち一二一人(〇・八五%)で、そ

第一表 知州・知県出身別表 註 表中のイタリックは%をいしめす。

進士	舉人	嚴賞	恩賞	拔賞	優賞	副賞	實賞	廣賞	增賞	附賞	監生	生員	舉功	軍功	膳療	孝方	筆式	智吏	膳生	その他	不明	合計	史料	
雍正2冬 476	193	252	2	22	—	22	13	8	—	275	24	3	1	10	27	—	—	13	2	3	1,346	文陸閣版・京大附図書館蔵 近衛家本		
1770	354	14.3	18.7	0.1	1.6	—	1.6	1.0	0.6	20.5	1.8	0.2	0.1	0.8	2.0	—	—	1.0	0.1	0.2	100.0			
乾隆10	606	317	—	2	68	6	22	37	—	209	11	3.1	—	—	45	—	1	4	1	59	1,430	Tung-tsu Chu: Local Government In China Under The Ching P. 20.		
乾隆15	42.4	20.5	—	0.1	4.7	0.4	1.5	2.6	1.4	14.6	0.8	2.2	—	—	3.1	—	0.1	0.3	0.1	4.4	100.0			
〃 35冬	686	383	2	—	83	2	19	133	10	2	13	77	9	8	—	—	—	3	1	31	1,465	崇壽堂版・東大東洋文化研究 所大木文庫蔵		
1770	46.8	26.1	0.2	—	5.6	0.2	1.3	9.1	0.7	0.2	0.9	5.2	0.6	0.5	—	—	—	0.2	0.1	2.1	100.0			
〃 51冬	749	252	1	—	49	9	16	100	8	4	12	164	2	21	—	—	2	—	7	3	35	1,446	崇壽堂版・東洋文庫蔵	
1786	51.8	17.4	0.7	—	3.3	0.6	1.1	6.9	0.5	0.2	0.8	11.3	0.1	1.4	—	—	0.1	—	0.4	0.2	2.4	100.0		
嘉慶6夏	717	301	—	—	62	8	19	31	12	—	6	185	11	23	—	—	—	7	3	50	1,456	崇慶堂版・東大東洋文化研究 所大木文庫蔵		
1801	49.2	20.7	—	—	4.3	0.6	1.3	2.1	0.8	—	0.4	12.7	8.8	1.6	—	—	—	0.5	0.2	3.4	100.0			
道光20冬	746	211	—	2	50	10	18	35	26	4	34	186	23	4	25	33	2	19	16	1	11	1,456	崇慶堂版・同上	
1840	51.2	14.5	—	0.1	3.4	0.7	1.2	2.4	1.8	0.3	2.4	12.8	1.6	0.3	1.7	2.3	0.1	1.3	1.1	0.1	0.7	100.0		
〃 30	481	355	1	—	51	7	20	33	—	59	219	31	24	—	10	46	—	14	14	1	56	1,422	Tung-tsu Chu: Local Government In China Under The Ching P. 20	
1850	33.8	25.0	0.1	—	3.6	0.5	1.4	2.3	—	4.1	15.4	2.2	1.7	—	3.2	—	—	1.0	1.0	0.1	3.9	100.0		
咸豐4春	528	360	1	—	46	7	23	33	22	5	31	241	39	1	11	34	4	—	22	9	3	—	1,420	崇慶堂版・東大東洋文化研究 所大木文庫蔵
1854	37.2	25.4	0.1	—	3.2	0.5	1.6	2.3	1.5	0.4	2.2	17.0	2.7	0.1	0.8	2.4	0.3	—	1.5	0.6	0.2	—	100.0	
同治元冬	262	22.5	1	4	61	12	15	17	41	13	51	422	36	—	24	18	15	4	66	8	3	10	1,397	同上
1862	18.8	22.4	0.1	0.3	4.4	0.8	1.1	1.2	2.9	0.9	3.6	30.2	2.6	—	1.7	1.3	1.1	0.3	4.7	0.6	0.2	0.7	100.0	
光緒2夏	298	307	4	3	52	14	21	71	22	75	401	29	—	14	4	15	—	2	46	15	2	—	1,416	眞睡堂版・同上
1876	21.0	21.0	0.3	0.2	3.7	1.0	1.5	1.5	5.0	1.6	5.3	28.3	2.0	—	1.0	0.3	1.1	0.1	3.2	1.1	0.1	—	100.0	
〃 22	384	308	3	6	49	17	10	11	41	11	79	381	27	—	3	—	15	—	12	20	1	24	1,403	崇慶堂版・京大文学部蔵
1886	27.4	22.0	0.2	0.4	3.5	1.2	0.7	0.8	2.9	0.8	5.6	27.2	1.9	—	—	—	—	—	0.9	1.4	0.1	1.7	100.0	
〃 33夏	344	271	5	3	51	12	11	18	46	12	81	382	45	—	2	—	27	—	17	15	3	30	1,377	崇慶堂版・同上
1907	23.0	19.7	0.4	0.2	3.7	0.9	0.8	1.3	3.3	0.9	5.9	27.7	3.3	—	0.1	0.1	2.0	—	1.2	1.1	0.2	2.2	100.0	
宣統2冬	347	332	8	4	49	24	9	23	39	7	77	363	59	—	4	—	1	2	21	16	2	18	1,406	崇慶堂版・同上
1910	24.1	23.6	0.6	0.3	3.5	1.7	0.6	1.6	2.8	0.5	5.5	25.8	4.2	—	0.3	0.1	0.1	0.1	1.5	1.1	0.1	1.3	100.0	

の余はすべて漢人出身者であったことがあきらかである。このことは清朝の文官制度において、外官には京官のばあいの原則が適用されておらず、征服者である八旗人も被征服民族たる漢人も、その登用の機会はほぼ平等にあたえられていたことをしめしている。

ついで第二に指摘せねばならないのは、逐年の最多数出身項目の移動であろう。すなわち雍正二年（一七二四）から咸豊四年（一八五四）までは乾隆五一年（一七八六）の五一・八%を頂点として、逐年の最多数出身項目は進士出身者でしめられているが、そのごは光緒二二年（一八九六）に〇・二%の僅差で進士にふたたびその地位をゆづったのを例外として、逐年の最多数出身項目は（例）監生出身者によつてしめられている。これは重大な変化といわねばならない。一体、当時の中国では科挙に合格することが、人間として最大の幸福であったが、とりわけその科挙のすべての段階をのぼりつめて、ついに進士に合格することは、今日からすると想像の外の喜びであった。進士合格者は、殿試合格発表の日に、即日、翰林院編修・同検討などの官職を授けられる（榜下授職）一甲三名をのぞいて、すべて高級官僚有

資格者として、それぞれの登用の途をあたえられるが、なかでも翰林院は進士出身者しかはいることができない清要の地で、進士合格者がつづいて翰林院の事務見習（庶吉士）に選用されることは、陞進も速くその将来を約束されるにひとしく最高の光榮であった。これにくらべて外官である知州県への任用は、進士合格者としては劣った待遇で、その抱負を国家方針に反映する機会に乏しく、曾國藩（一八一七—一八七二）は道光一八年（一八三八）の進士に合格しながら三甲の同進士及第で、ために翰林院への登用にのぞみなしと恨んで、即日帰郷しようとしたことがある、という（清稗類鈔「曾文正為同進士」）。さりとはいっても、知州県のなかでは進士出身者が自他ともに顕貴をはこる存在であったことはいうまでもないことで、各地の総督を歴任し、曾國藩・李鴻章などについて清末の政界に重きをなした左宗棠（一八二一—一八八五）が、挙人には合格しながら、三たび会試に失敗し、ついに受験を放棄したことが負目で、総督になってからも挙人出身官僚を重用し、進士出身やあるいは翰林院歴任の官僚を軽んじ、ときには擲論した話がある（梵天廬叢錄卷五「左文襄公」）。同じ正途出身者でありながら、

第二表 知州知県正・雑途出身百分率表

	正出身 %	雑出身 %	他の %	不明 %	合計 %
雍正 2 (1724)	75.8	23.9	—	0.3	100.0
乾隆 10 (1745)	76.3	19.5	—	4.2	100.0
" 35 (1770)	81.1	16.7	—	2.2	100.0
" 51 (1786)	77.5	19.8	0.1	2.6	100.0
嘉慶 6 (1801)	79.6	16.8	—	3.6	100.0
道光 20 (1840)	76.6	22.6	—	0.8	100.0
" 30 (1850)	71.0	25.0	—	4.0	100.0
咸豊 4 (1854)	72.2	27.6	—	0.2	100.0
同治元 (1862)	52.7	46.1	0.3	0.9	100.0
光緒 2 (1876)	52.9	46.9	0.1	0.1	100.0
" 22 (1896)	58.1	40.1	—	1.8	100.0
" 33 (1907)	54.0	43.6	—	2.4	100.0
宣統 2 (1910)	56.6	41.9	0.1	1.4	100.0

進士と挙人のあいだにさえこれだけの隔りがあった。この進士がそれとは霄壤もただならぬ雑途出身の例監生に最多。出身者の位置をゆずっていることは、重大な変化として指摘せねばならない。

そこで第一表の項目を

正途出身 II 進士・挙人・五貢・保舉・軍功・謄録・孝廉方正・廩生

雑途出身 I 貢生・廩增附貢・監生・生員・胥吏

その他 II 筆帖式

不明 II その他・不明

と正途、雑途に分類して百分比をもとめたのが第二表である。この表からは正途出身が乾隆三五年(一七七〇)の八一・一%を頂点にその前は上昇傾向をたどり、その後は一九世紀にはいつて目にみえて下降しはじめ、同治元年いごは多少の高低をきざみながらも五〇%代にとどまること。雑途出身はこれとほぼ逆の傾向をたどるが、まずその消長の推移を一覧するに、乾隆一〇年(一七四五)から嘉慶六年(一八〇一)までの一〇%代の時期、道光二〇年(一八四〇)から咸豊四年(一八五四)の二〇%代の時期、同治元年から清末までの四〇%代の三時期に截然と段階づけられる。この時期をそれぞれに割する原因がどこにあったかが、まずもとめられねばならぬであろうし、また、雍正二年の二三・九%という数字は、ここで検索する摺紳全書をもたないせいぜんの時期が、はたして二〇%代の時期であったことを暗示する数字かどうか、特異な数字として注意をひく。

そこでつぎに、この各時期の割期をさらにこまかくきざむために、そして雍正二年の数字のもつ意味をもとめるた

第三表 例監生出身知州出身省別表

註 表中のイタリックは%をしめす。

	總數	旗人	順天	直隸	江蘇	安徽	山西	山東	河南	陝西	甘肅	浙江	江西	湖北	湖南	四川	福建	廣東	廣西	雲南	貴州	その他
雍正2	275	110	19	9	40	9	7	12	5	7	0	32	5	5	1	3	2	0	0	0	0	9
1724	100.0	40.0	7.0	3.3	14.6	3.3	2.5	4.4	1.8	2.5	—	11.6	1.8	1.8	0.4	1.0	0.7	—	—	—	—	3.3
乾隆10	209																					
1745																						
“ 35	75	11	7	2	15	6	4	3	3	0	0	11	7	1	2	1	0	0	1	0	0	0
1770	100.0	14.7	9.3	2.6	20.0	8.0	5.4	4.0	4.0	—	—	15.0	9.3	1.3	2.6	1.3	—	—	1.3	—	—	—
“ 51	164	17	16	6	41	9	9	7	4	2	2	28	6	4	5	4	1	2	1	0	0	0
1786	100.0	10.4	9.8	3.7	25.0	5.5	5.5	4.3	2.4	1.2	1.2	17.1	3.7	2.4	3.0	2.4	0.6	1.2	0.6	—	—	—
嘉慶6	185	26	16	6	41	9	4	8	4	4	2	36	13	1	5	1	6	2	0	0	1	0
1801	100.0	14.1	8.6	3.2	22.2	4.9	2.2	4.3	2.2	2.2	1.1	19.5	7.0	0.5	2.7	0.5	3.2	1.1	—	—	—	0.5
道光20	186	27	22	2	35	9	13	9	8	1	3	29	11	1	1	4	1	5	0	1	3	1
1840	100.0	14.6	11.8	1.1	18.9	4.8	7.0	4.8	4.3	0.5	1.6	15.7	5.9	0.5	0.5	2.2	0.5	2.7	—	0.5	1.6	0.5
“ 28	220	29	36	9	23	15	7	8	9	5	2	31	16	3	5	7	4	5	0	1	2	3
1848	100.0	13.2	16.4	4.1	10.4	6.8	3.2	3.6	4.1	2.3	0.9	14.1	7.3	1.3	2.3	3.2	1.8	2.3	—	0.5	0.9	1.3
“ 30	219																					
1850																						
咸豐4	241	32	36	11	24	11	9	6	9	8	2	32	19	9	4	4	6	9	2	1	4	3
1854	100.0	13.3	14.9	4.6	10.0	4.6	3.7	2.5	3.7	3.3	0.8	13.3	7.9	3.7	1.7	1.7	2.5	3.7	0.8	0.4	1.7	1.2
“ 6	242	27	42	7	35	14	5	10	6	4	1	38	13	8	7	5	0	9	3	1	5	2
1856	100.0	11.2	17.4	2.9	14.5	5.8	2.0	4.1	2.5	1.7	0.4	15.8	5.4	3.3	2.9	2.0	—	3.7	1.2	0.4	2.0	0.8
同治元	420	34	84	20	52	26	14	6	18	9	1	67	20	20	6	12	4	9	10	5	3	0
1862	100.0	8.1	20.0	4.8	12.4	6.2	3.3	1.4	4.3	2.1	0.2	16.0	4.8	4.8	1.4	2.9	0.9	2.1	2.4	1.2	0.7	—
“ 6	435	33	70	21	65	17	12	19	14	7	2	76	21	21	18	16	3	8	3	3	3	2
1867	100.0	7.6	16.1	4.8	15.0	3.7	2.8	4.4	3.2	1.6	0.5	17.5	4.8	4.8	4.1	3.7	0.7	1.9	0.7	0.7	0.9	0.5
“ 12	440	28	71	18	69	31	8	13	14	6	3	61	20	18	30	17	15	7	7	5	3	1
1873	100.0	6.4	16.1	4.1	15.7	7.0	1.8	2.9	3.2	1.4	0.7	13.9	4.5	4.1	6.8	3.9	3.4	1.6	1.1	1.1	0.7	0.2

光緒2	401	28	47	18	64	4	6	16	13	8	6	70	19	19	29	18	4	14	6	5	4	3
1876	100.0	7.0	11.7	4.5	16.0	1.0	1.5	4.0	3.3	2.0	1.5	17.5	4.7	4.7	7.2	4.5	1.0	3.5	1.5	1.2	1.0	0.7
" 6	428	26	27	14	69	41	0.5	1.4	1.5	6	0.7	7.2	19	16	48	24	2	7	7	5	7	2
1880	100.0	6.1	3.3	3.7	16.1	9.6	0.2	3.3	3.5	1.4	0.7	16.8	4.4	3.7	11.2	5.6	0.5	2.1	1.6	1.2	1.6	0.5
" 11	408	25	30	17	62	36	3	1.5	1.1	4	5	6.4	20	9	33	29	4	10	7	1.7	1.7	0.7
1885	100.0	6.1	7.3	4.2	15.2	8.8	0.7	3.7	2.7	1.0	1.2	15.7	4.9	2.2	8.1	7.1	1.0	2.5	1.7	2.6	2.5	0.7
" 13	421	35	33	16	63	42	5	1.5	1.2	2	5	6.8	20	9	32	22	4	7	8	11	11	1
1887	100.0	8.3	7.8	3.8	15.0	10.0	1.2	3.6	2.8	0.5	1.2	16.2	4.7	2.1	7.6	5.2	1.0	1.7	1.9	1.9	2.6	0.2
" 16	430	26	33	18	61	39	5	1.8	8	2	4	8.3	14	13	37	29	4	8	7	7	12	2
1890	100.0	6.0	7.7	4.2	14.2	9.1	1.2	4.2	1.9	0.5	0.9	19.3	3.2	3.0	8.6	6.7	0.9	1.9	1.6	1.6	2.8	0.5
" 22	381	17	30	6	43	48	4	1.1	1.2	2	6	6.6	22	19	38	30	4	5	4	3	8	3
1896	100.0	4.5	7.9	1.6	11.3	12.6	1.0	2.9	3.1	0.5	1.6	17.3	5.8	5.0	10.0	7.9	1.0	1.3	1.0	0.8	2.1	0.8
" 24	414	14	42	7	50	47	7	1.3	1.3	3	4	6.5	17	19	51	27	5	5	5	5	9	8
1898	100.0	3.4	10.2	1.7	12.1	11.4	1.7	3.1	1.1	0.7	1.0	15.7	4.1	4.6	12.3	6.5	1.2	1.2	1.2	0.7	2.2	1.9
" 28	379	14	29	3	49	37	8	1.3	1.1	5	3	6.2	25	19	30	21	9	11	9	6	9	6
1902	100.0	3.7	7.7	0.8	12.9	9.8	2.1	3.4	2.9	1.3	0.8	16.3	6.6	5.0	7.9	5.5	2.4	2.9	2.4	1.6	2.4	1.6
" 33	382	13	19	9	42	39	8	1.3	1.7	1	2	6.2	21	28	40	19	6	13	10	6	8	6
1907	100.0	3.4	5.0	2.3	11.0	10.2	2.1	3.4	4.5	0.2	0.5	16.2	5.5	7.3	10.5	5.0	1.6	3.4	2.6	1.6	2.1	1.6
宣統2	363	18	21	11	44	31	7	6	1.8	1	1	7.4	19	20	36	17	6	11	5	5	6	6
1910	100.0	4.9	5.8	3.0	12.1	8.5	1.9	1.7	4.9	0.3	0.3	20.4	5.2	5.5	9.9	4.7	1.7	3.0	1.4	1.4	1.7	1.7
總計	7,318	590	730	230	987	520	144	235	224	87	57	1,127	347	262	458	310	77	157	95	79	110	64

(史料) 既出の播神全書にくわえて、道光20年は東大東洋文化研究所大木文庫蔵・栄禄堂冬季版；咸豐6年は同文庫蔵・栄禄堂夏季版；同治6年は同文庫蔵・栄禄堂冬季版；同治12年は同文庫蔵・栄禄堂秋季版；光緒6年は同文庫蔵・栄華堂春季版；光緒11年は同文庫蔵・栄禄堂冬季版；光緒13年は京大文学部蔵・栄禄堂秋季版；光緒16年は東大東洋文化研究所大木文庫蔵・順济局春季版；光緒24年は京大文学部蔵・栄禄堂冬季版；光緒28年は同学部蔵・栄宝齋冬季版をそれぞれ使用した。

めにさらに播紳全書から雑途出身諸項目の推移を左右する監生出身知州・知県（第一表参照）をぬきだし、これを第一表（T'ung-tsu Chu 前出書の分析は各省別出身にはふれていないので総数のみを再録するが、その他）の各播紳全書とともに、各出身省別にまとめ、その百分比をもとめたのが第三表である。

第三表からは、まず前に指摘した雍正二年の二三・九%がしめす原因が、第三表の逐年の各省別出身がしめす数値のうちの最高値一一〇人をふくみ、しかもそれがいごは激減していった旗人出身者の数値にあることが判明し、それがあらたな意味をなげかけられる。第二に、二〇%代時期は総数の数値の類似から咸豊四年（一八五四）にまでのび、そのごに四〇%代時期への転換がくること。この時期のあいだにもその数値はほぼ逓増していつていること。第三に四〇%代時期は内容としてかなりの高低をきざむが、その最高値は同治一二年の四四〇人であること、などをしることが出来る。そのほかの各省別数値の検討はあと廻しにして、まず、いじよう指摘した諸点をすこしくわしくみていきたいとおもう。

まず、雍正（一七三一一七三五）という時代の特徴について。

この時代については京大の雍正硃批論旨綜合研究班の諸成果が、逐時おおよけにされて、最近あたらしい評価をあたえられつつある時代である。さきに雍正帝が知州県を親民の官として重視し、筆帖式によって置きかえることを発議した事実を紹介したが、これは雍正帝治政方針の象徴的な話であつて、この時代は皇帝権力とこれに対立する官僚とが、雍正帝の施策をめぐつて極度の緊張をみせた時代であつた。中国では宋代いらい独裁君主と科挙出身官僚の私的な派閥すなわち「朋党」との葛藤が、歴史の一面をいろいろとてきた、といわれるが、雍正帝はこの科挙出身官僚の文におごつて実務的能力を欠きながら、なお朋党のために殉じてもその官僚的利益を私にする「美德」に挑戦した皇帝であつた。かれはその短命におわたつた治政の間に、種々の改革を実施している。その数例をあげるならば、まず科挙については、宋代いらい皇帝の恩寵をきずつけるからというこで、皇帝の親試する殿試には不合格者をださぬのが例となつていたが、かれはこれを形式主義として斥け、

殿試のあとに「朝考」を創設して、皇帝親試の初意を復活し、それまでは各省に均分して選用した翰林院庶吉士を省別のわくにとらわれぬ実力主義にあらためて、皇帝欽選の意図を強化し、さらにあきらかに官僚としての実務能力を欠いた進士合格者を官界登場にさきだつて当時無能力者を名目的に任命していた儒学の教師に改用する（改教の例）などの処置を講じた。

さらに官僚にたいしては、国初いろいろ官僚の正規の俸禄を全額地方財政に捐納させていたのを禁止して、勤務手当として養廉銀を文官に支給して、官僚の個人的収入と国家収入との分離をはかり、またこれまで民間で任意に刊行されてきた知州県の実務指南書ともいうべき官箴を勅諭をもつて編纂し「聖諭条例州県事宜」なる書として刊行し、知州県の座右にそなえさせた。ある種の儒学古典的素養をもつて官界に登場する科擧出身官僚が、行政的実務能力に欠けている点は、雍正帝が最も糾弾してやまなかつたところで、かれが官僚にもとめる理想像のまえには、儒学によつてたつ親子の關係（孝）の思想もまったく顧慮されなかつた。

もし資品をもって論ずれば、爾（石文焯）の子（石礼哈）は爾のうえに在り。石礼哈一派は天真爛熳、開心誠を示めず。これ己をつくして（わが）命にしたがう人なり。爾のごとく前後左右、四面八方、ことごとく防範し、世故の伎倆に到老ず。……朕はその国家の柱石たるを期（待）す。爾が全身もて苟禄し、地を画して自から限つて此（の怠慢）にとどまる者の比にあらす。もし爾の積年の本領をもって開導すれば、かれ恐らくはかえつてその天良（の資質）を壊するにいたらん。爾はただ自己になんの好き処ありてか、この佳児を得たるやを慶幸すれば、すなわち可。もし爾が訓誨し（たるにより）、かくのごとき後人を出し来たれりと謂うは、朕すなわちゆるさず。（雍正硃批諭旨一一冊石文焯）

これは雍正帝が貴州威寧鎮總兵官石礼哈（正白旗人。歳貢より同知を捐納）の父、河南巡撫石文焯にあたえた親展書簡の一節である。

ここにみられる親子の情を超えて成立する理想的官僚像は、雍正帝によつて独裁君主と人民とをむすぶ上意下達機関として、皇帝の命令にのみ忠実な、いわば非人間的存在にまで純化することを要求されたのである。筆者は思想史にはくらしい者であるが、この雍正帝の政治思想のよつて

たつ原則をつぎのようにかんがえてみたい。宋代いろいろ科挙出身官僚が朋党によって不死身に維持してきた官僚機構というものは、その収奪の無慈悲さをあくまでも裏面のものとして、表面は儒学的原則を粧ってきた。しかしこの間に整理、発展してきた行政実務運営のための法家的原則が、中国社会の発展段階に順応してなお日浅い異民族出身皇帝に媒介されて、政治思想の表面にまでおどりでた、とかがえられないであろうかと。

それはともかく、かかる思想は官僚の異動任用（銓選）の面でもつとに發揮された。科挙出身官僚は雍正帝の悪罵のもとにさらされ、ときには翰林院庶吉士出身の官僚が、その経歴を表面自嘲してみせねばならないような、また、かかる時流に迎合する輩が科挙の答案で科挙の廃止を建議するような風潮さえあった（「茶餘客話」巻八）。

この科挙出身官僚にたいする種々の施策は、のちにべる外補の制創設に結果したが、その解毒剤のひとつとして利用されたのが例監生出身の捐納官僚であったのである。雍正帝をして、この理由を語らしめよう。

上諭。……捐納の一項にいたりては、さきに各例人員甚だ多く、

銓選に難きにより、故に降旨停止せり。数年いらいじつん次をもつて用い完れり。また数年を越えんか、かならず捐納の人（の用いるべきもの）なきにいたり、科目（出身の人をのみ）需用するにいたらん。朕近ごろ科目の人をみるに、苟且因循にして貪黷壞法する者また少からず。……もし仕途（登用）ことごとく科目にかかれば、すなわち彼此綱結し、背公營私し、國計民生において害をなすこと甚だ巨おほきからん。古の聖人は賢（者）を立つるに方なかりき、一に（固）執して論ずべからず。かつ、富厚の家をして叨かたじけなくも官職を授くれば、すなわち功名を希冀せず。また、これ科（挙の試）場（すなわち科挙界）を清うするの道なり。（永憲錄統編、雍正六年夏六月丙戌朔の条。中華書局一九五九年刊）

雍正年間、大捐としては阿爾泰運米事例（雍正二年）、營田事例（五年）、広西開墾事例（八年）、海塘事例（二十一年）、戸部予籌糧運事例（二十二年）の各事例がおこなわれた（許大齡「清代捐納制度」『燕京學報』專号二十二、一九五〇年）。しかし雍正期の捐納は國家財政の窮乏による荒官とは區別せねばならない。われわれの接する史料は捐納を「一代の稅政」として痛罵し、慨嘆するのをおおむねとし、公的な記録も捐納についての言及を強いてさけることによって善政をに

おわす傾向があるが、それは儒家士大夫の偏見によるものであることを承知せねばならない。

しかも捐納出身の知州県の四〇%を旗人がしめていいることは、雍正帝が放棄したかにみえた地方官における征服民族の優位をはかる方針が、じつはこの捐納実施の方針のなかに仮託されていたことを物語るものとかんがえることができる。

雍正時代は短命におわつたが、それは宋代いらいつちかわれてきた政治原則すなわち科挙出身官僚尊重の原則へ正面から挑戦した時代であった。このあとをついだ乾隆時代(一七三六—九五)は前後六〇年の長命を維持した時代であったが、それは雍正時代への反動として出発した。四川巡撫王士俊の乾隆元年の密奏にいう。

雍正初年、……およそ人を用いるの際に、遷調改斥ややも仮借せず。……(雍正)八年いご、日に漸く和平なり。けだしまたかの時のこれをなせるのみ。況んや今日にあっては、すでに事後に属す。……しかるにもと希榮を寵せしの輩、少年新進の流は輒ち敢えて某事を斥るに「雍正某年某月奉旨(して行わる。今すなわち改むべし)云云」となす。甚しきは衆にむかいて揚

言する者あり、「今はただ須らく世宗(雍正帝)時の事をもって翻案すれば、すなわち条陳をよくするの語にかかるべし」(史料旬刊第三十三期所収「密陳四事摺」。清史稿王士俊伝によるに乾隆元年の摺なり)

すなわち雍正時代の施行方針に反対のことを上奏すれば、それで乾隆帝の嘉納まちがいなしといった反動風潮をもって乾隆時代ははじまったのであった。

乾隆元年には常平倉儲穀のための監生捐穀の常例をのぞく一切の捐納は禁止されたし、雍正時代の捐納で実缺選用をまわっている貢監生・举人には、従来いったん正途からみだしたものととして科挙を受けるをゆるさなかつた禁例を廃し、貢監生には郷試を、举人には会試を出願することにさせている(養吉齋叢録卷九)。すなわち雍正時代に捐納に仮託されていた科挙尊重への挑戦の方針も、乾隆時代早々にふたたび科挙尊重へと後退したのである。この結果が第三表において乾隆三五年(一七七〇)の総数七五人という最低の数値へ激減しており、また、第二表においては同年に正途出身者が全知州県の八一・一%という、科挙出身官僚の勝利を謳歌している数値となつてあらわれている背後の

事情であつたのである。世にいう乾隆の文化とは、士大夫の文化であるに相違ないが、それは雍正時代の反士大夫的挑戦を斥けて成立したという意味では、二重に士大夫的な文化であつたといわねばなるまい。

つぎに第三表の四〇％代への飛躍にいたる二〇％代時期について。

この時期は嘉慶時代（一七九六—一八二〇）をへて道光時代（一八二一—一八五〇）の末年にかかる時期である。乾隆年間には樂善好施事例（乾隆七年）・直賑事例（九年）・新江賑例（一二年）・金川運米事例・東賑事例（一三年）・河工事例（二二年）・豫工事例（二六年）・川運事例（三九年）と、あるいは土木工費の、あるいは饑饉の救済資金の、あるいは戦費の調達のために捐納を実施した（許大齡前出書）とりわけ四川省辺境地帯の大小金川地方平定には五年間で中央財政資金七千万両を費し、ために川運事例をひらき雍正らしい久びさに（道府いかの）正印官の捐納をゆるした（清史稿選舉志七「捐納」）が、乾隆年間をつうじて、それがいは佐貳官の捐納しかゆるさず、この金川の役をふくめて前後一〇回にのぼる版図拡張の戦役をおこないながら、なお

その末年には中央財政資金には七千万両の蓄えがあつたといわれる。当時常捐による収入は毎歳三百万両に及んだといわれる（光緒朝東華錄・元年四月己卯薛福成詔陳言疏）が、しかし大捐が財政じようにしめる役割りも問題になるほどのものではなかつた。乾隆帝は治政の晩年に、乾隆年間最大の大捐であつた川運例の結果をしめくくつて、つぎのように戒めてゐる。

……（川運例を停止してより）今すでに二〇余年を閱す。しかも府庫充盈し、たえて捐例の停止により稍も支絀を形さず。知るべし。捐納の一事は、ついに當に必ずしも舉行せざるべし。……もしまた開捐を奏請する者あらば、ただちに言利の臣となし、さらに當に斥して用いるなかるべし。（乾隆東華統錄卷一 一八・五八年十一月己酉）

しかし清朝の中央財政はこの直後に一変した。乾隆の黄金時代につづく嘉慶時代にはいつて、七千万両の蓄えは、戦費約一億二千万両と推計される白蓮教徒の乱平定（鈴木中正『清朝中期史研究』二二七—八頁）のために忽ちして一空に帰し、こののち財政収支は均衡をうしなつていつた。その原因は、一に軍費の増大、二に河工費の濫費、三に錢糧

第四表 嘉慶～咸豊時代事例一覽表

年代	事例名	開捐の理由
嘉慶三 (一七九八)	川楚善後 籌備事例	种苗・白蓮教徒の乱平定ごの四川・湖南地方の善後処置のため
〃六 (一八〇〇)	工賑事例	永定河氾濫にともなう土木費調達のため
〃八 (一八〇二)	衛工事例	河南衛家楼における氾濫にともなう土木費調達のため
〃一三 (一八〇三)	土方事例	
〃一六 (一八〇六)		
〃一九 (一八四四)	豫東事例	河南・江蘇の災害と睢江氾濫の復旧費調達のため
〃二四 (一八四九)	武陟河工 事例	
道光七 (一八二七)	酌増事例	運河復旧と回教徒の乱平定費の調達のため
〃一三 (一八三三)	籌備経費 事例	河工・軍需・賑災のための予備費調達のため
〃二一 (一八四一)	豫工事例	河南における土木工事費の調達のため
〃二二 (一八四二)	東河暫開 捐例	
〃三〇 (一八五〇)	籌賑事例	
咸豊元 (一八五五)	籌餉事例	太平天国軍との戦費調達のため

註 許大齡「清代捐納制度」七四～七六頁より補足・転載して作製した。

（税収入）の積欠（中央未収分）の増加、そして最後に阿片貿易による銀の海外流出が指摘される。これにたいして捐納収入への依存度も漸増していったが、これを財政じょうから

たしかめることは、捐納収入が秘密にされていることもあって、きわめて困難である。ここでは知州県出身統計にあらわれた結果から、逆にその依存度を推測することになるが、まず、当面する時期の事例一覽表をしめそう（第四表）。川楚善後籌備事例は開捐いらい四年間、期限を延長につぐ延長をもつてし、その収入三千万両。清代をつうじて規模の大なること及ぶものなしといわれた事例であったが、戸部侍郎蔣錫嘏の發議案を嘉慶帝より諮問された大学士伯和らの答審は「白蓮教徒の叛乱も、すでに首魁は剿滅されており、日ならずして鎮定される。この区々たる捐納に藉りて軍費をあらたに調達するまでもない。ただ正途出身者の任用も順調であり、実施するも差支えなし」（東大東洋文化研究所・大木文庫蔵・嘉慶条例冊不分巻、三年「暫開捐例」というにあり、いわば余裕たっぷりな事情をおわせる。事実さしいしよは、川運事例にならつて道府州県などの正印官の捐納は、進士、举人、五貢および現任官にしてこれらの職に陞任する資格をもつ者にかざられていた。しかし一度開捐してみると、事情を知らずに遠省からはるばる北京へきて、この制限にひつかかってたち往生する者がおおく、

このために売価を一割（一成）つりあげて、ひきかえに制限を廢したのであった（前出条例冊不分卷、三年「川楚籌備事例頭卯展限并酌擬條款」）。この余裕ある態度と正途出身者への配慮が大々的な捐納にもかかわらず、なお当時まで雑途出身者の比率が減少していつている原因であろう。

嘉慶初年の余裕ある態度も、そのご連年永定河（六年）、黄河（八年）などの大氾濫がつづくと、その復旧費は經常収入ではまかないきれず、内帑金もようやく底をつき、その末年に豫東事例をひらくにさいしての嘉慶帝の勅諭は悲痛をきわめている。

現在軍需・河工の各項の動用（支出）はひとしく常年經費の外に出ず。國家の度支には常あり、実にあらかじめ籌備をなさざる能わず。この時すでに別に善策なければ、姑らく請うところに照して、暫らく豫東事例を開く。……此れ朕の万やむを得ざるの舉にして、捐例をもって必ず行うべしとなすにはあらざるなり。……各大臣にして果して真知灼見、よく裕國の策をなす者あらば、必ず字字確切、毫も流弊なかるべし。紙上の空談を泛作し、よつて論議多くして成功少きの病を犯すをゆるさず。もしたた捐例の弊を言いて別に良謀なき（上奏）は、その言みな朕の總知するところ、いたずらに奏牘をよこすなかれ。（嘉慶東

捐納の弊害をじゆうぶんに承知しながら、耳をふさいでこれにたよらざるをえない状態においこまれたのである。そのごも効果的な裕國の策はなく、かえつて河工費の増大にくわえて、道光年間にはいると、經常収入さえもが積欠の増大によつて定額に達せず、中央財政は赤字財政へと転じ、その収入源としての捐納への依存度は漸増していったことは、第三表における道光年間から咸豊初年へかけての總数値の累増としてあらわれているところである。

最後に四〇%時期への飛躍の事情について。

咸豊元年（一八五二）、広西の金田村に挙兵した太平天国軍は、三年（一八五三）には南京（天京）に抛り、一隊は江蘇・浙江の長江下流域をうかがい、一隊は首都北京へむけて北進し、前後一〇余年にわたつて全中国を振盪させたのみならず、その動向は世界の耳目の注目するところであった。咸豊帝は即位のはじめ戸部の太平天国との交戦費捻出のために捐納実施の要請をうけたが、過去一〇数年の捐納による弊害から、その態度は消極的であり、あらためて各督撫に四、五〇万両から二、三〇万両の中央軍需經費の分

第五表 歴代捐例貢監生捐納官職銀数表

年 代	事 例 名	知 県	県 丞
乾隆39年	1774 川 運 例	4,620	980
嘉慶3年	98 川 楚 例	5,090	1,080
“ 6年	1801 工 賑 例	4,620	980
“ 8年	03 衡 工 例	4,070	860
“ 19年	14 豫 東 例	“	“
“ 24年	19 武 陟 例	3,700	780
道光6年	26 酌 增 例	“	“
“ 13年	33 籌 經 例	“	“
“ 21年	41 豫 工 例	“	“
“ 30年	50 籌 賑 例	“	“
咸豊元年	51 籌 餉 例	3,300	702
“ 2年	52	2,664	561.6
“ 4年	54	1,998	421.2
光緒10年	84 海 防 例	2,664	561.6
“ 13年	87 鄭 工 例	1,998	421.2
“ 15年	89 新 海 防 例	1,332	280.8
“ 20年	94 江 防 例	999	210.6
“ 26年	1900 江 寧 普 直 例	“	“
“ “	“ 秦 普 直 例	“	“
“ 27年	1901 “ 順 直 例	“	“

註 許大齡「清代捐納制度」111頁附表より転載。

べきかの選択に逡巡したように、おおくの士大夫層が新旧両政権の帰趨をこの間に窺望していたことをしめすものであろう。よく知られているように、太平天国は、のちにのべる湖南の湘軍と安徽の淮軍とが、旧政権支持にふみきった近代欧米諸国の武器援助によって、ようやくに打倒しえたのであった。もちろん、交戦のさなかに太平天国治下の知州県の缺を捐納しようとする者はなかったであろうが、しかし、この減成にしてなお著しい捐納知州

担を命じた。しかし、これに応ずる督撫はすでにすくなく、元年一月に籌餉事例を開捐せざるをえなかった。第五表は川運例のご清末にいたる主要な暫行事例における、貢監生から(雙月選用の)知県と県丞の捐納価格表である。一見してしれるように、咸豊元、二、四年のあいだに、減成をおこなっている。この減成にくわえて、咸豊四年七月に捐納事務をとりあつかう官庁として設けられた捐納局では、銀にまじえて銅錢を上兌することをゆるしたから、銀だての価格の実質価値はさらに下廻っていた

と想像される。しかも第三表にたちかえってみるに、この間に捐納知州県の総数は、減成にもかかわらず、顕著な変化をみせていない。そこに減成につぐ減成で捐納をさそわざるをえなかった理由があるにしても、減成がいきついたかにみえる四年いご六年の間にも、第三表の総数はそう増えていない。減成をもつても応じてこない、といった状態は、この間に独裁君主権がその存立にとってある脅威にさらされていたことを意味するものであろう。当時、イギリスが太平天国新政権と清朝旧政権とのいずれを支持す

県の登場をみぬということ、この両者がいどの省分においては、新旧両政権の角逐を觀望しているものがおおかたのではないかとおもわれるのである。そしてこの間に、満洲独裁君主権力は、人心の離反という脅威にさらされつづけていたのであり、滅成は同時に下落していった独裁君主の権威がみずからを表現した尺度でもあった。しかも太平天国政権の最終的消滅すなわち同治三年（一八六四）四月洪秀全の死、六月天京失陥にさきだつて、すでに新政権の前途に暗影の投じていた同治元年の捐納知州県の総数が、俄然四〇%時期を劃する。しかし、これは捐納知州県が真に旧独裁君主権を支持した結果ではないことをものがたるものであろう。のちに検討するように、かれらの目的は、その個人的資本の増殖にあつたのであり、満洲独裁君主権力は、太平天国期の動搖をかううじて捐納の続行によつて拾取したのである。最初一年でやめるはずの籌餉事例は、光緒五年（一八七九）にいたつて一時中止するまで連年期限を延長しつづけたが、この間の四〇%時期が意味するものは、満洲独裁君主権力の衰退——それはまた同時に督撫権力の相対的伸張であつた——とその媚態的施策を暗示する

ものである。この間に各省督撫がそれぞれの名目のもとに独自に捐例を実施し、その価格は餉票などをまぎて収捐したために、同治三年当時にして、すでに知県は一、〇〇〇両を下廻る価格をもつて捐納されていたのが実情であるといふ（皇朝道咸同光奏議卷二二・閩敬銘・請道府州縣四項無庸減成疏）。

ここで花樣についてのべよう。籌餉事例いごととえ前に揭示したような銀兩を上納しても、この花樣をさらに加捐しなければ、實際に缺に任命されることはできなかったといわれ、花樣をかたるなくして捐納の実態は把握できないからである。ある資格を捐納した捐生は、中央吏部にその名を登録すると現住地で自分の順次ぐるのをまち（在籍候選）、やがて吏部からの通知で出頭（投供）し、北京に止宿してちかづいた選用をまつ（在部候選）。一方、吏部では閏月をのぞく毎月、その前月に欠員となつた缺へこれら在部候選者から選用をおこなう（月選）のであるが、奇数月のものを単月急選、偶数月のものを雙月大選という。

雙單兩月ともに、各出身によつて選用する比率が一定しており、捐生がまずその名を登録する雙月大選に例をとれ

ば、その知県一班は、

進士班五人（該当候選の進士なきときは進士出身の教習を抵り  
に選用）・即用進士班二人（なきときは進士を抵選）・举人班  
五人（なきときは举人出身の俸滿教習を抵選）俸滿教職班二人  
（なきときは举人を抵選）・恩詔廩生班一人（なきときは進士  
を抵選）・殉難廩生班一人（同上）・捐納班四人（なきときは  
举人を抵選）・推陞班三人。（吏部則例・銓選漢員卷二・雙月  
大選「知県」）

と二三人で一班を構成する。この比率で二三人一班を順次  
に廻転させる（輪選）のが月選であるが、捐納候選知県が選  
用される比率は二三人のうち四人にすぎないのである。捐  
納の盛行によって、捐納一班の候選者が脹れてきて、そ  
の選用の順はなかなか廻ってこないことになる。これを  
壅滞というが、このよどみをなくするために、捐納班のな  
かに特別な資格を設け、これを加捐した者を順次に輪選に  
さしはさんでいく。この特別な資格が花様である。

籌餉事例では分缺先用・分缺間用・本班儘先・不積班次  
などの花様があったが、しかし、これらの花様にも捐生が  
殺到すれば、花様の各班がまたまた壅滞する。そこでさら

に分缺先前・分缺間前（咸豐六年）、新班遇缺・新班儘先（同  
九年）、新班遇缺先（同治七年）などの新花様をつくり、新  
をもつて旧を圧すといったぐあいだ、当時でさえも吏部の  
胥吏しか実態はわからぬといわれたほどに月選は複雑にな  
っていった。

当時、戸部捐銅局の収入は毎歳一五〇万両を目安にした  
といわれる（道咸同光奏議卷三・王凱泰・臚陳時事交通疏・同  
治一三年）。しかし光緒初年の災害救助のために、山西巡撫  
曾國荃、河南巡撫涂宗瀛がそれぞれ二、三年間にわたって  
全国各省に出張所を設けておこなった山西、河南兩賑災捐  
の収入は数百万両をくだらなかつたという（光緒朝東華錄六  
年三月丁丑・張觀準奏）。そして戸部捐銅局における中央での  
取捐は、もっぱらこの花様加捐による収入、毎歳五、六〇  
万両だけであつたという（同上五年正月乙丑・戸部奏）。捐生  
は事例価格を減成する督撫について上捐したのであり、こ  
こにも独裁君主権力衰退の一例をみいだすのである。

このために光緒五年（一八七九）には籌餉事例による実官  
の捐納を一切停止したが、やがて光緒一〇年（一八八四）一  
〇月にフランス軍の台湾攻撃にさいし、現地で戦費を調達

するために半年の期限で台防経費事例をひらき、実官の捐納をおこなったのがかわきりで、ついで一二月、直隸総督李鴻章の要請でふたたび大々的な実官捐納をふくむ海防事例を実施した。このときも「専ら（吏部の）部庫にあつて兌収すれば、恐らくは捐生或は僻遠に処り、交納に未だ便ならず。……各省督撫に飭下して偏く宣示を行い、一律に収捐」（同上）一〇年一二月戊寅・戸部奏したのであるが、その毎歳の中  
央収入は二、三百万両であつたといわれる（許大齡前掲書一一頁）。これについて光緒一三年（一八八七）の鄭工事例、一五年（一八八九）の新海防事例、二〇年（一八九四）の江南籌弁防務事例、二六年（一九〇〇）の江寧籌餉事例、秦晋賑捐、二七年（一九〇一）の順直善後実官捐と名目をかえてはあいついで実官の捐納を連年実施したが、その価格を再三にわたり減成したにもかかわらず、すでに捐生の足は遠のいて、その中央歳入は三百万両をこえることはなかつたようである（光緒朝東華錄二七年八月癸丑・張之洞劉坤一奏）。義和団事件（一九〇〇）の辛丑条約によって清朝が背負つた賠

償金は、光緒二八年（一九〇二）の二千二百万両よりは、しめて一九四〇年までに本息合計九億八千万海関両を償還するという巨額なものであつた。条約議定ちよくこの光緒二七年七月、実官の捐納を永遠に停止するむねの勅諭が發せられた。この巨額な賠款のためにふたたび捐納を実施することは、その最近の実績からして、すでに名分をうしなつていたし、ここにいたつて滿洲独裁権力は、ようやくにして危機の深刻なるに気づいたのであつた。しかし、そのごも山西、奉天、山東の各省ではなお実官の捐納を実施しており、戸部がその停止を最終的に上奏したのは、光緒三二年（一九〇六）七月のことであつた（光緒政要卷三一・戸部奏請停止実官捐輸）。しかし、この間にどれだけの捐生が応じたか、第三表で捐納知州県の総数は光緒二八年をさかいに減少し、辛亥革命前年の宣統二年（一九一〇）には、四〇％時期最低の数をしめすのである。

（以下次号）

（京都大学研修員）

## Forms in Development of the *Gunshi* 郡司 System

by

Masaaki Ueda

In the country government under the *Ritsuryô* 律令 system, *Gunshi* 郡司, official and resident man of influence, had two characters, one was to join in exploitation by depending upon the *Ritsuryô* system, another to be in close contact with resident peasants with interests of direct producers; these were apt to be sometimes understood as a simple duplicity, which should be concretely treated rather in the developing process of the *Ritsuryô* system. The conception that *Gunshi* is *Kokuzô* 国造 has been generally accepted, and the fact that the so-called *Fudai-gunshi* 譜第郡司 system has been understood superficially in its content is due to the lack of concrete and developing research on the constitution and change of the *Gunshi* class.

This article tries to reorganize the relation of *Gunshi* with *Kokuzô* in the forming period of the *Gunshi* system; and the way under what condition *Fudai-gunshi* system was systematized, and in what relation it was with the rise of the new *Gunshi* class of private fortune and management; through the analysis of which we try to research the nature of development of the *Gunshi* system in residence.

## *Chiian-na* 捐納 in the *Ch'ing* 清 Dynasty and the End of the Bureaucratic Society

by

Hideki Kondô

The writer shall extract *Chih-chou* 知州 and *Chih-hsien* 知縣 from the Complete Book on Officials of the Great *Ch'ing* of each period from the second year of *Yung-chêng* 雍正 (1724) to the second year of *Hsüan-t'ung* 宣統 (1910), and summarize people of regular route 正途 or irregular route 雜途 and by their native places, which

lead to the conclusion that the rate of irregular route descent before the *Yung-chêng* period decreased after the *Ch'ien-lung* 乾隆 period and again increased after the *T'ung-chih* 同治 period. This change was caused by *Chüan-na* 捐納, the sale of office from the side of the governing; but *Chüan-na* before the *Yung-chêng* period was carried on for adopting many Manchurian and after the *T'ung-chih* period coquettishly for keeping the Chinese support, and each department has different effect owing to the execution of *Chüan-na*.

By observing this difference, the writer divides the gentry 士大夫 of each province into the *Chüan-na* class and the *K'o-chü* 科舉 class, concluding that the fortune of the *Ch'ing* dynasty, facing a crisis caused by the exploitation of officials of the *Chüan-na* descent, enjoyed its long survival against our expectation, owing to its *K'o-chü* class including the independent peasants who still supported the *Ch'ing* dynasty. The abolition of *K'o-chü* means that the official business had at once no charm as an object of investment and that the traditional Chinese society was dissolved.

## Ruhr Insurrection and the Walk-Out of Weimar Coalition in 1920

by  
Mykio Nakamura

The Kapp coup d'état in March 1920 was the first large-scale military action, that was attempted by the right wing with an aim to overthrow the republican government, since the establishment of the Weimar Republic. This Kapp putsch was, however, easily suffered a defeat by the general strike of workers. After their victory over Kapp the labour-unions, led by The German Federation of Labour (ADGB), tried to realize the political and economic democratization at large, concluding "The Eight Point Agreement" with the government parties as the condition to suspend the general strike. But sparked by the Kapp putsch, workers rose with arms in Ruhr industrial region to establish